

目 次

会期日程表	1
第 1 号（10月22日）	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
同意第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
同意第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	6
閉会の宣告	8
署名議員	8

平成30年第9回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成30年10月22日
会期 1日間
閉会 平成30年10月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
10月22日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 同意第6号及び第7号委員会付託省略(即決)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間

平成30年第9回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成30年10月22日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成30年10月22日 午前10時00分)

閉 会 (平成30年10月22日 午前10時13分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 総 務 課 長 知 念 和 史

副 村 長 島 袋 幸 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	同 第 6 意 第 号	教育委員会委員の任命について	提案説明 付託省略
5	同 第 7 意 第 号	教育委員会教育長の任命について	提案説明 付託省略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） ただいまから平成30年第9回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 仲井間宗利議員及び4番 友寄景善議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間限りにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎議長諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議長諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎同意第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。同意第6号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋383番地

氏 名 山本 昌一

昭和47年9月19日生

平成30年10月22日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、同

意を求める。

なお、履歴書等については、添付してございますのでよろしく御参照願いたいと思います。御審議よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第6号 教育委員会委員の任命については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第6号 教育委員会委員の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第6号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 同意第7号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 同意第7号 教育委員会教育長の任命について

大宜味村教育委員会教育長に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字大保326番地5

氏 名 米須 邦雄

昭和27年8月14日生

平成30年10月22日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求める。

履歴書等については添付してございますので、よろしく御参照願いたいと思います。よろしくお願ひ

します。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第7号 教育委員会教育長の任命については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第7号 教育委員会教育長の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 私は、本案に対して反対の立場から意見を述べます。

現行の法制度上、村長が教育長に及ぼす影響はかなり強く、いわば一心同体の関係と言っても過言ではないと思います。そのような中においても、教育長は教育の中立、公平性のためリーダーシップを十分発揮して教育行政に当たることが強く求められています。しかし、この3年間の米須邦雄氏は、村長への村度の度合いが大きいと思われ、リーダーシップを十分に発揮しているとは思われません。また、本村の大きな事業であり、村民の関心の高い小学校の統合と中学校の移転に関しては、開校移転後2年と半年が経過しているにもかかわらず、十分な検証と評価がなされていないのではないかと大きな懸念を抱いております。早急に取り組むべき課題です。さらに人材育成基金の運用や短期留学に関しても大きな疑念があり、不信感が払拭できません。リーダーシップを期待していただけに失望感のほうが強に残っています。

反対するもう一つの大きな理由は、米須邦雄氏の同意を求める村長のこれまでの言動からして、到底同意する気持ちにはなれないことを率直に申し上げます。とりわけ、去る9月9日執行の村長及び村議会議員選挙に関連し、重大な事実誤認と村民を誤った方向に印象操作しようとする意図が大きく働いたのではないかと指摘せざるを得ません。村長選挙に関連したと思われる宮城功光後援会事務所が発行したチラシに次のようなことが記されています。このチラシです。皆さんよく御存じだと思います。

議員、村民とともに結の村づくりをと大見出しで記載されています。この考え自体は大変すばらしいことで、村民、皆が目指すべきことだと思います。ところがすぐそばには目を疑うような文言が踊っているではありませんか。それは次のとおりです。「平成26年10月以降の議案、同意案件の賛否分かれた案件の見出しの下の方に、全議員の対応を○（まる）、×（かける）式の一覧表を掲げており、不同意、または反対した議員を批判し、敵に回しているではありませんか。このことは、口ではチラシに記載されているように、議員、村民とともに結の村づくりを言いながら、実態は議員同士の敵対関係を助長し、みずから壁を築き上げ、村民を二分するような行動に出ているとしか思えません。

さらに明確に指摘し、誤りを正さなければならないことがあります。同じチラシの文中、副村長が平成26年7月15日から平成27年10月までの1年3カ月の不在は大きなマイナスになりました。2回否決され、3回目に議長裁決によって同意されましたことは大変残念でした。と記されています。ところが実

態は違います。副村長長期不在の要因は、村長みずからの責任によることが大きいことも指摘しておきます。村長に就任したら、速やかに副村長の人事案件を議会へ提案すべきであるのに、それを怠り、8カ月余にわたり副村長不在の村政運営を容認しております。村長に就任してから半年後に副村長を就任させる人事案件を大分おくれて村議会に提案したことが大きな要因であります。それどころか、人事案件が否決されると、長期不在の責任を議会になすりつけようとする態度に終始しており、このことは責任の転嫁と議会を軽視しているとしか思えません。そのほかにも、このチラシの中には前教育長の人権侵害と名誉を毀損するようなことが特に強調して記載されており、強い不信感と憤りを覚えます。

私は、このような観点から本案に対して、同意する気持ちに到底なれません。議員諸氏の御理解と御賛同をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから同意第7号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって同意第7号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第9回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員